令和７年度第３回薬事審議会 化学物質安全対策部会	参考資料５
2026（令和８年）年３月６日	

MCCP の第一種特定化学物質への指定に伴う優先評価化学物質「モノ（又はポリ）クロロアルカン（Ｃ＝14～17、直鎖型）」（優先評価化学物質通し番号　218）の評価単位の見直しについて

令和８年３月

令和７年６月に開催された３省合同審議会[1]、及び令和７年 12 月に開催された化学物質安全対策部会[2]において、「中鎖塩素化パラフィン（以下の（１）（炭素数が 14 から 17 までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で 45%以上である直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物）、（２）（以下の分子式を有する炭素数が 14 から 17 までの直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物 $C_{14}H_{(30-y)}Cl_y$ （$y \geq 5$）、$C_{15}H_{(32-y)}Cl_y$ （$y \geq 5$）、$C_{16}H_{(34-y)}Cl_y$ （$y \geq 6$）、$C_{17}H_{(36-y)}Cl_y$ （$y \geq 6$））又は（１）かつ（２）を満たす物質）」（以下「MCCP」という。）について第一種特定化学物質に指定することが適当であるとの結論が得られた。

MCCP は現在、優先評価化学物質通し番号　218「モノ（又はポリ）クロロアルカン（Ｃ＝14～17、直鎖型）」（以下「優先 218」という。）の範囲に含まれており、MCCP を第一種特定化学物質に指定することに伴い、優先 218 の指定範囲から MCCP を除くことが適切である。このため、優先 218 から MCCP を除いた範囲を新たな評価単位として設定し、その評価単位に該当する化学物質を優先評価化学物質として指定すべきか否かについてスクリーニング評価を実施するものとする。

なお、現在の優先 218 の届出情報では、届出様式に記載される化学物質の名称（CAS 登録名称等）及び CAS 登録番号の情報から MCCP とそれ以外の化学物質を分けることができず、MCCP を除いた評価単位での暴露情報を特定できないため、令和５年度実績の製造・輸入数量届出における優先 218 の届出情報が全て MCCP を除いた評価単位の化学物質であると仮定して、一般化学物質のスクリーニング評価と同様の方法により令和８年度にスクリーニング評価を実施することとする。

以上のことを踏まえ、MCCP の第一種特定化学物質への指定と同時に、優先 218 は優先評価化学物質の指定を取り消すこととする。ただし、スクリーニング評価により MCCP を除いた評価単位の化学物質が優先評価化学物質相当と判断された場合には、優先 218 の優先評価化学物質の指定取消と同時に、MCCP を除いた評価単位の化学物質を優先評価化学物質に指定する。

---

[1] 令和７年度第３回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第 248 回審査部会、第 255 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

[2] 令和７年度第２回薬事審議会化学物質安全対策部会